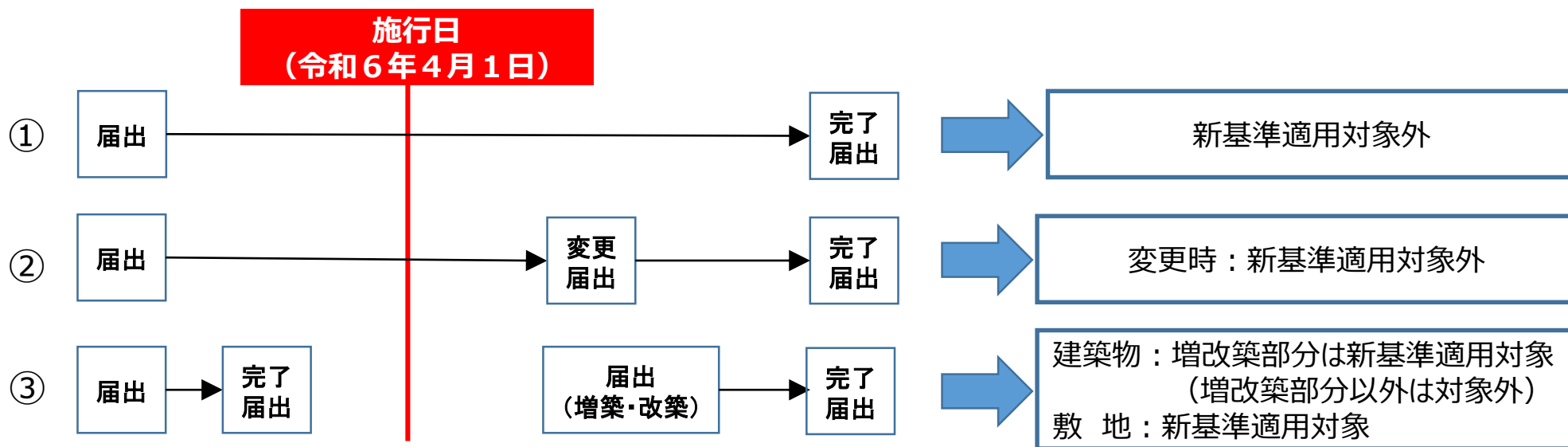


改正後の基準の適用



① 施行日より前に届け出られたものには、改正後の基準は適用しません。

② 施行日より前に届け出られたもので、施行日以降に変更又は完了の届出を行うものは、改正前の基準を適用することとします。

ただし、新基準に適合しない壁面緑化の面積増加に係る変更は原則認められませんので、それ以外の緑化により面積を確保するよう努めてください。

③ 建築物の改築又は増築を行う場合、建築物の緑化基準の適用は「改築又は増築に係る部分」となります。施行日より前に施工した壁面緑化については、増改築部分に該当しなければ、新基準は適用されません。ただし、明らかに生育不良が認められる場合、改善等の指導を行う場合があります。